■ 基本計画策定の趣旨

彦根市公共下水道事業　地方公営企業法適用について

基本計画策定の背景（国からの要請）

彦根市公共下水道は、サービスの持続可能性の確保とそのための負担の適正化を図っていくため、現在の資産や負債、コストなどの全体像の把握、ならびに将来の収支予測が可能となる、公営企業会計の移行について、基本計画（素案）を策定します。

平成27年1月27日付の総務大臣通知「公営企業会計の適用の推進について」では、地方公営企業の課題に対して、より的確に取り組むためには公営企業会計を適用し、財務諸表の作成等を通じて、経営・資産等を正確に把握することが必要であることから、人口3万人以上の団体の下水道事業については、平成27年度から平成31年度の5年間で、地方公営企業法の全部または一部（財務規定等）を適用し、遅くとも平成32年4月までに公営企業会計に移行することが要請されました。

■ 彦根市の公共下水道事業の概要

彦根市における公共下水道普及率　80.5％　（平成28年3月31日現在）

（滋賀県内平均　88.8％、全国平均　77.8％）

現状と課題

* 公共下水道財政の問題点　（基準外の一般会計繰入金）
* 公共下水道の整備　（未整備地域の早期解消および維持管理更新費用）
* 公債費の課題　（歳出に占める元利償還金）
* 適正な使用料の設定　（下水道接続の促進と事業にかかる費用と収益を検証する仕組みづくり）
* 資産管理の必要性　（財政状況明確化のための資産評価実施の必要性について）
* 経営意識の向上　（公営企業会計導入による、経営状況等の明確化）
* 地方公営企業法について

官公庁会計と公営企業会計

官公庁会計と公営企業会計の違いは、下の表に示すとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項　目** | **官公庁会計** | **公営企業会計** |
| 財務 | 1. 収支区分 | 歳入・歳出のみ | 損益取引と資本取引の区分 |
| 2. 経理方式 | 単式簿記 | 複式簿記 |
| 3. 経理認識 | 現金主義 | 発生主義 |
| 4. 資産把握 | 財産台帳のみ | 減価償却管理 |
| 5. 出納整理期間 | あり（翌年度5月31日まで） | なし（当該年度3月31日まで） |
| 6. 決算書類 | 歳入歳出決算書歳入歳出決算事項別明細書実質収支に関する調書財産に関する調書 | 決算報告書貸借対照表（B／S）損益計算書（P／L）ｷｬｯｼｭﾌﾛｰ計算書（C／F） |

資料１

法適用の対象事業

彦根市における汚水処理事業は、公共下水道事業および汚水処理施設事業が実施されており、特に汚水処理施設事業（農業集落排水事業、浄化槽設置事業）について、対象とするか否かを判断する必要があります。

* 汚水処理施設事業について
* 使用料収入等の事業経営に伴う収入を有するが、管轄・管理が他部局
* 会計区分が上下水道部以外
* 使用料体系が公共下水道とは異なり、サービス水準の公平性の確保が困難
* 事業規模が小規模であり、法適用による経営改善効果が期待できない
* 雨水排水および都市下水路事業
* 一般会計部局で維持管理
* 雨水処理に要する経費は全額一般会計の負担　（雨水公費）

一部適用と全部適用

　彦根市公共下水道事業は、未普及地域の整備促進及び経営上の課題を考慮しますと、下の表に示すとおりとなります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目** | **一部適用** | **全部適用** |
| 財務 | ○：企業会計の導入 | ○：同左 |
| 組織 | ○：管理者の権限は市長が有することとなるため、現行のとおりの組織を維持できる。 | △：管理者の判断と責任において事業体の運営ができ、独立性の確保が可能となるが、個別に管理者を置くことが現実的ではなく、管理者は市長となるため、全部適用の有効性が発揮できない。 |
| 職員運営 | ○：公営企業会計の導入に伴い、事務量は増加するが、一般行政職員のままであるため、契約事務や人事給与事務を分担し、現行どおりの事務分掌で対応することになる。・当市においては、下水道整備を推進中のため、職員身分等についても、一般会計側と繋がりをもち、市長部局として運営することが、望ましい。 | ×：企業職員として、一般行政職員と区分されるため、契約事務、人事給与事務等を上下水道部で実施する必要が生じる。（現在は、企業会計についても、上記事務については市長部局での負担としている）・上下水道部でこれらの事務を担うためには、職員の増員による組織体制の構築が必要となり現実的ではない。 |
| 法務 | ○：全部適用に比べて事務量は少ない。 | △：一部適用に比べて事務量は増大する。 |

* 法適化移行スケジュール（案）

平成32年4月1日より法適用を開始するための移行スケジュールは、下の表のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 取組内容 | H28(2016)年度 | H29(2017)年度 | H30(2018)年度 | H31(2019)年度 | H32(2020)年度 |
| 固定資産調査及び評価 |  |  |  |  | 法適用 |
| 移行に伴う各種事務手続 |  |  |  |  |
| 各種システムの整備 |  |  |  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※固定資産調査はH26年度より開始している。